

政令第 号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成三十年十一月十五日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は平成三十一年六月一日とする。

## 理由

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行期日を定める必要があるからである。